就労継続支援 B 型事業所のご利用について

就労継続支援B型の利用対象者

就労継続支援B型は、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害や難病のある方で、以下の**いずれかの条件を満たす方**が利用対象となります。

- **就労経験があり、年齢や体力の面で一般企業での就労が困難となった方**
- **50才に達している方**
- **障害基礎年金1級を受給している方**
- **就労移行支援事業者などによるアセスメント※で就労面の課題が把握されている方**

就労支援B型は、特別支援学校などの卒業後にそのまま利用することはできません。いったん就労経験を経るか、就労移行支援事業所を利用した際に、働くことに関する課題などのアセスメント※が必要となります。

※アセスメント・・・観察評価／障害者が就労、もしくは安定して働き続け、働く力を伸ばしていけるよう支援を行うことを目的として行われる評価

併設施設との連携で安心して働けます

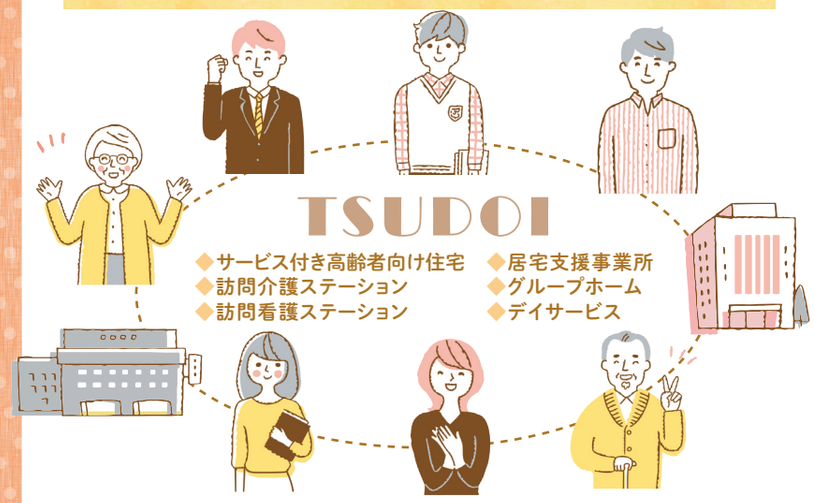

上記、併設する「つどい」と連携することでトータル的にご利用者様の自立をご支援いたします。

就労継続支援B型の利用手続き

利用が決まったら市区町村の窓口で利用申し込みを行います。申し込みの際にはどのサービスをどのように利用する意向があるのかを説明する**「サービス等利用計画案」**を作成する必要があります。具体的な手順は以下の通りです。

見学体験利用
見学・サービスの説明を行います。

↓

申請
各自治体、市区町村の障害福祉窓口にて相談 ⇒ 書類に記入 ⇒ 申請

↓

認定調査
調査員による生活状況などの聞き取り調査を受ける

↓

計画相談
自立に向けた生活が送れるよう実施されている福祉支援サービス

↓

サービス等利用計画案提出
指定特定相談事業者、または自分自身でサービス等利用計画案を作成 ⇒提出

↓

受給者証発行
サービスを受けるための受給者証が発行される

↓

サービス利用
就労継続支援B型事業所に通所開始

1 日の流れ ※一例です

10:00	朝礼
10:15～11:00	作業※
11:00～11:15	休憩
11:15～12:00	作業※
12:00～13:00	お昼休憩
13:00～14:00	作業※
14:00～14:15	休憩
14:15～15:30	作業※
15:30～15:45	掃除・終礼

※作業…軽作業の組立、箱詰め、商品加工、清掃、農園活動など

＼まずは、見学しよう！／

ワークステーションつどい古海では事業所見学を随時実施しています。ぜひ、仕事場を直にご覧いただきご検討ください。

見学のご予約は、お電話またはメールにてお気軽にご連絡ください。

0120-636-035

honbu@mcp-tsudoi.com